



島根県報

令和7年6月20日（金）

第 6 2 7 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

知事の権限の一部を島根県警察本部長に委任する規則の一部を改正する規則（人 事 課） 2

【告 示】

生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出（地 域 福 祉 課） 2

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出（ ” ） 2

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業廃止の届出（高 齢 者 福 祉 課） 3

解除予定保安林（森 林 整 備 課） 4

漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅（水 産 課） 4

【公 告】

公共測量の実施（3件）（技 術 管 理 課） 4

【特定調達公告】

島根県防災行政無線ネットワーク衛星通信設備可搬局調達に係る一般競争入札（消 防 総 務 課） 5
の落札者等

島根県立宍道高等学校校舎の賃貸借に係る随意契約の相手方等（教 育 施 設 課） 6

島根県組織犯罪対策システムの賃貸借に係る一般競争入札の実施（警 察 本 部） 6

公布された条例等のあらまし

◇知事の権限の一部を島根県警察本部長に委任する規則の一部を改正する規則（規則第60号）

1 規則の概要

知事の権限のうち、地方自治法の規定により指定公金事務取扱者（警察の収納に関する事務に係るものに限る。）を指定することを島根県警察本部長に委任することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

知事の権限の一部を島根県警察本部長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 20 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第60号

知事の権限の一部を島根県警察本部長に委任する規則の一部を改正する規則

知事の権限の一部を島根県警察本部長に委任する規則（昭和46年島根県規則第79号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 号を加える。

15 地方自治法第243条の 2 第 1 項の規定により、同条第 2 項の指定公金事務取扱者（収納に関する事務に係るものに限る。）の指定をすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第359号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 5 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 20 日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 者		実施する事業	事 業 所			変更年月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地		
				変更前	変更後	
社会福祉法人 放泉会	大田市長久町土江55番 地 2	居宅介護支援	居宅介護支 援センター さわらび	大田市三瓶町 池田2303－ 1	大田市長久町 土江55番地 2	令和 7 年 4 月 1 日

島根県告示第360号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 5 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 20 日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 者		廃止する事業	事 業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
日星調剤株式会社	鹿足郡津和野町枕瀬189番地 7	居宅療養管理指導	日星薬局	鹿足郡津和野町枕瀬189番地 7	令和 7 年 3 月 31 日
		介護予防居宅療養管理指導			
		居宅療養管理指導	日星薬局 古志店	出雲市古志町1107-1	令和 7 年 3 月 31 日
		介護予防居宅療養管理指導			
		居宅療養管理指導	日星薬局 斐川店	出雲市斐川町上直江1421-13	令和 7 年 3 月 31 日
		介護予防居宅療養管理指導			
		介護予防居宅療養管理指導	日星薬局 斐川店	出雲市斐川町上直江1421-13	平成27年 2 月 13 日
		居宅療養管理指導			
		介護予防居宅療養管理指導	日星薬局 浜田駅北店	浜田市浅井町867-3	令和 7 年 3 月 31 日
		居宅療養管理指導			
		介護予防居宅療養管理指導	コタロー薬局	益田市久城町919-2	令和 7 年 3 月 31 日
		居宅療養管理指導			
株式会社美郷ファーマシー	邑智郡美郷町都賀本郷163	居宅療養管理指導	かわもと薬局	邑智郡川本町大字川本525-2	令和 7 年 3 月 31 日
		介護予防居宅療養管理指導			

島根県告示第361号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 20 日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社 福寿	訪問介護	ほのぼのヘルパーステーション	浜田市国分町1981番地39	令和 7 年 7 月 31 日

島根県告示第362号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年6月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所
飯石郡飯南町長谷1094－3、1094－5
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かんよう}
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第363号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成29年島根県告示第378号による保険に付すべき義務は、令和7年6月10日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和7年6月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 江津市加入区（漁業協同組合 J F しまね）
- 2 和江加入区（漁業協同組合 J F しまね）
- 3 西郷加入区（漁業協同組合 J F しまね）
- 4 知夫村加入区（漁業協同組合 J F しまね）

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年6月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和7年5月1日から同年12月19日まで
- 3 作業地域
松江市東持田町地内から西持田町地内まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年6月20日

島根県知事 丸 山 達 也

-
- 1 作業種類
公共測量（3級及び4級基準点測量）
 - 2 作業期間
令和 7 年 6 月 5 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
 - 3 作業地域
益田市美都町仙道地内
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 20 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和 7 年 6 月 6 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域
益田市内田町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 20 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
第3世代地域衛星通信ネットワーク対応衛星可搬局 2式
 - 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県防災部消防総務課 島根県松江市殿町1番地
 - 3 落札者を決定した日
令和 7 年 6 月 4 日
 - 4 落札者の氏名及び住所
日本無線株式会社山陰営業所 所長 川田 武史 島根県松江市白潟本町13-4
 - 5 落札金額
44,220,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 特例公告を行った日
令和 7 年 5 月 2 日
-
-

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 20 日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

- 1 件名及び数量
島根県立宍道高等学校校舎 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町 1 番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 7 年 5 月 20 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 原商 代表取締役 秀浦 義久 島根県松江市宍道町白石81番地10
- 5 随意契約に係る契約金額
605,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 2 第 1 項第 8 号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 6 条の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 20 日

島根県警察本部長 丸 山 直 紀

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量
島根県組織犯罪対策システムの賃貸借 一式
 - (2) 入札案件の仕様等
入札説明書のとおり
 - (3) 賃貸借期間
令和 8 年 3 月 1 日から令和13年 2 月28日まで
- 2 入札方法
 - (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。
なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
なお、賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「1 文具・事務用機器類」小分類「(4)情報処理機器」又は営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 本件公告による賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者は、(1)から(3)まで、(5)及び(6)の要件を満たす者であり、かつ入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課

電話 0852-26-0110（内線 2241、2242）

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和7年7月11日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は、次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和7年7月11日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和7年7月11日（金）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければなら

ない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和 7 年 8 月 18 日（月）午前 9 時から同月 19 日（火）午後 4 時まで（同月 18 日午後 5 時から同月 19 日午前 9 時までを除く。）

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和 7 年 8 月 19 日（火）午後 4 時まで

イ 場所

4 の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和 7 年 8 月 19 日（火）午後 4 時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 8 月 20 日（水）午前 10 時

イ 場所

島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階 第 1 小会議室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 61 条第 1 項の規定により、入札書に記載する金額に消費税等の額を加えた額を賃貸借期間の月数で除し、12 を乗じて得た額の合計金額の 100 分の 5 以上を徴収する。ただし、島根県会計規則第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合又は入札保証金の免除に関する誓約書を提出した場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第 69 条第 1 項の規定により、契約金額を賃貸借期間の月数で除し、12 を乗じて得た額の合計金額の 100 分の 10 以上を徴収する。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合又は契約保証金の免除に関する誓約書を提出した場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第 63 条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第 62 条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 予算の減額又は削除に伴う契約の解除

本入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、契約を変更又は解除することがある。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Organized crime countermeasure system for the Shimane Prefectural Police , 1 set
- (2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. August 18, 2025 to 4 : 00 p.m. August 19, 2025
- (3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. August 19, 2025
(Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. August 19, 2025)
- (4) Date and time of bid opening : 10 : 00 a.m. August 20, 2025
- (5) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8510 Japan
TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)